

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2010-17070

(P2010-17070A)

(43) 公開日 平成22年1月21日(2010.1.21)

(51) Int. Cl.	F 1	テーマコード (参考)
HO2K 53/00 (2006.01)	HO2K 53/00	
HO2N 11/00 (2006.01)	HO2N 11/00	X

審査請求 有 請求項の数 6 書面 (全 5 頁)

(21) 出願番号 特願2008-195469 (P2008-195469)
 (22) 出願日 平成20年7月1日(2008.7.1)

(71) 出願人 508229529
 千葉 省吾
 東京都品川区二葉4-4-20 菱和パレス品川中延101
 (72) 発明者 千葉 省吾
 東京都品川区二葉4-4-20 菱和パレス品川中延101

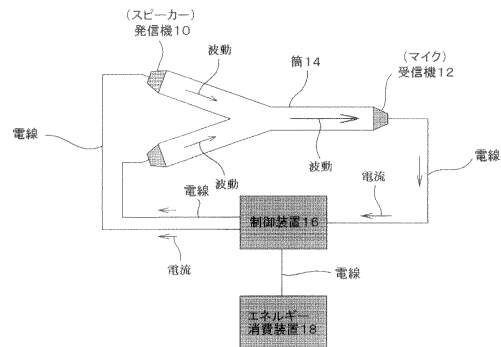
(54) 【発明の名称】 第一種永久機関

(57) 【要約】

【課題】 クインケ管が単なる実験装置として認識されているだけで、エネルギー発生装置として利用できることが認識されていない。

【解決手段】 波動を伝達する伝達体と、該管に波動を送り込む複数個の発信機と、該管から送られてきた波動を受信する受信機と、該受信機で発生した電流を分配する電流分配装置とを備え、該伝達体は、一方の側が複数本の伝達枝体からなり、他方の側が一本の伝達枝体からなり、これら複数本の伝達枝体は一方所で連通状態で接合しており、一方の側の複数本の伝達枝体は、各伝達枝体の経路差が波長の整数倍になっており、一方の側の各伝達枝体の端部には発信機がそれぞれ設けられ、他方の側の伝達枝体の端部には受信機が設けられ、該受信機の出力側は各発信機の入力側に導線で接続され、該導線の途中には該受信機で発生した電流を分岐させて各発信機に供給する電流分配装置が設けられている。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

波動を伝達する伝達体と、該管に波動を送り込む複数個の発信機と、該管から送られてきた波動を受信する受信機と、該受信機で発生した電流を分配する電流分配装置とを備え、該伝達体は、一方の側が複数本の伝達枝体からなり、他方の側が一本の伝達枝体からなり、これら複数本の伝達枝体は一カ所で連通状態で接合しており、一方の側の複数本の伝達枝体は、各伝達枝体の経路差が波長の整数倍になっており、一方の側の各伝達枝体の端部には発信機がそれぞれ設けられ、他方の側の伝達枝体の端部には受信機が設けられ、該受信機の出力側は各発信機の入力側に導線で接続され、該導線の途中には該受信機で発生した電流を分岐させて各発信機に供給する電流分配装置が設けられていることを特徴とする第一種永久機関。

10

【請求項 2】

前記波動が音波であり、前記伝達体が管であることを特徴とする請求項 1 に記載の第一種永久機関。

【請求項 3】

前記波動が電磁波であることを特徴とする請求項 1 に記載の第一種永久機関。

【請求項 4】

前記波動が光であることを特徴とする請求項 1 に記載の第一種永久機関。

【請求項 5】

前記電流分配装置の入力側には導線を介して該電流分配装置に電流を供給する電流供給用バッテリー及びスターバッテリーが接続されていることを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の第一種永久機関。

20

【請求項 6】

前記電流分配装置の出力側には余剰電流を消費させるエネルギー消費機器が接続されていることを特徴とする請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の第一種永久機関。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、クインケ管の原理を応用した波動の重ね合わせによる第一種永久機関に関するものである。

30

【背景技術】

【0002】

クインケ管とは、一本の管が途中で二股に分かれ、再び合流して一本の管になっている構造の管からなり、二股に分かれた部分の管の一方の長さを調節可能としたものである。

【0003】

このクインケ管では、周波数が同じ 2 つの音波を重ね合わせる際に、二股に分かれた部分の一方の長さを変化させることによって位相差を生じさせ、重ね合わせた後の音波が大きくなったり小さくなったりする現象を確認することができる。

【0004】

クインケ管の現象については、音波が干渉によって、「強め合う」「弱め合う」という説明がなされてきた。しかし、2 つの音波が、ひとつに重ね合わせされるという現象を、まるで 2 つの音波が、重ね合わせ後も独立しているかのようになり、説明されてきた。また、エネルギーについての考察もなされてこなかった。

40

【特許文献 1】特開平 08 - 126297 号公報

【特許文献 2】特開平 06 - 094096 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

解決しようとする問題点は、クインケ管が単なる実験装置として認識されているだけで、エネルギー発生装置として利用できることが認識されていなかった点である。

50

【課題を解決するための手段】**【0006】**

本発明は、波動を伝達する伝達体と、該管に波動を送り込む複数個の発信機と、該管から送られてきた波動を受信する受信機と、該受信機で発生した電流を分配する電流分配装置とを備え、該伝達体は、一方の側が複数本の伝達枝体からなり、他方の側が一本の伝達枝体からなり、これら複数本の伝達枝体は一カ所で連通状態で接合しており、一方の側の複数本の伝達枝体は、各伝達枝体の経路差が波長の整数倍になっており、一方の側の各伝達枝体の端部には発信機がそれぞれ設けられ、他方の側の伝達枝体の端部には受信機が設けられ、該受信機の出力側は各発信機の入力側に導線で接続され、該導線の途中には該受信機で発生した電流を分岐させて各発信機に供給する電流分配装置が設けられていることを最も主要な特徴とする。

10

【0007】

ここで、波動としては、音波のみならず、光や電磁波でもよい。波動が音波の場合、波動を伝達する伝達体としては管を使用することになる。電流分配装置の入力側には導線を介して該電流分配装置に電流を供給する電流供給用バッテリー及びスターターバッテリーが接続されていてもよい。また、電流分配装置の出力側には余剰電流を消費させるエネルギー消費機器が接続されていてもよい。

【発明の効果】**【0008】**

本発明では、これまで放出されていた波動を循環させることによって、永久機関を実現させるものである。また、この永久機関は、循環に要するエネルギーを確保するだけでなく、余剰のエネルギーを、電気エネルギーとして外部に供給できることがメリットである。装置におけるエネルギーのロスは、管の数（重ね合わせる前の波動の数）を3本、4本と増やすことによって、重ねあわせ後のエネルギーの増幅倍率を3倍、4倍に増やすことで、解消できる。

20

【発明を実施するための最良の形態】**【0009】**

クインケ管の原理を第一種永久機関の機構として利用するという目的を、簡単な構成で実現した。

【実施例1】

30

【0010】

図1は、本発明装置の一実施例を示す概略説明図、図2は本発明装置の制御装置の説明図であって、同図中、10はスピーカー（発信機）、12はマイク（受信機）、14はY字状の筒、16は制御装置、18はエネルギー消費装置である。

【0011】

発信機10は波動の発信機であり、発信機10は電線から電気を供給されて波動を発信させる。ここで、波動が音波の場合、発信機10はスピーカーとなり、波動が電磁波の場合、発信機10は電磁波の発信機である。波動が電磁波の場合は、振幅の方向を同じにしておく必要がある。

【0012】

40

受信機12は波動の受信機であり、受信機12は波動のエネルギーを、電線を通して、制御装置16に供給する。ここで、波動が音波の場合、受信機12はマイクとなり、波動が電磁波の場合、受信機12は受信機となる。

【0013】

筒14は波動を誘導し、合成させるための部品であり、Y字状の形態をしている。ここで、筒14の左側の2本の管の長さは等しくなっている。図1では、左側の管の数が2本で、Y字状となっているが、左側の管の数を3本、4本・・・と増やすことによって、エネルギーの増幅倍率を3倍、4倍・・・に増やすことができる。素材に関しては、音波の場合はステンレス、電磁波の場合は、波長に応じて、Au、Ag、Cu、Alなどを使うことができる。

50

【 0 0 1 4 】

制御装置 1 6 はスターターバッテリー 2 0 と、供給用バッテリー 2 2 と、電流分配装置 2 4 とからなる。

【 0 0 1 5 】

スターターバッテリー 2 0 は本装置を稼働させるために、最初に電力を必要とする。そのための電源である。供給用バッテリー 2 2 は本装置で供給された電力を安定して、エネルギー消費装置 1 8 へ送るためのものである。電流分配装置 2 4 は制御装置 1 6 の肝となる部分である。電流分配装置 2 4 の必要な機能は次の通りである。

【 0 0 1 6 】

スターターバッテリー 2 0 を使って、電流分配装置 2 4 を起動する。発信機 1 0 へ電気信号を供給する。受信機 1 2 からの供給される電力を、発信機 1 0 に送る電力と、供給用バッテリー 2 2 に送る電力と、スターターバッテリー 2 0 に送る電力に分配する。

10

【 0 0 1 7 】

エネルギー消費装置 1 8 は重要なものではない。本装置で供給される電力を消費するだけの機器である。なお、図 1、図 2 中、電線は、それぞれ 2 本であるところを簡略化して、1 本の線として描いている。

【 0 0 1 8 】

次に、本発明装置の動作について、図 2 を参照しながら説明する。

【 0 0 1 9 】

スターターバッテリー 2 0 の電力を利用して、制御装置 1 6 から、発信機 1 0 へと電力を送り、発信機 1 0 が音波または電磁波を発生する。このとき、それぞれの波動は、同期が取れている（位相が同じ）ものとする。電磁波など横波のものは、振幅の方向が同じであるとする。

20

【 0 0 2 0 】

それぞれの波動は、Y 字状の筒 1 4 の接合点で、合成される。合成された波のエネルギーは、左側の受信機 1 2 によって、電力に変換される。その電力を、電流分配装置 2 4 が、発信機 1 0 に送る電力と、供給用バッテリー 2 2 に送る電力と、スターターバッテリー 2 0 に送る電力に分配する。

【 0 0 2 1 】

発信機 1 0 に送られた電力は、再び、系の状態を維持するために、音波または電磁波を発生させる。供給用バッテリー 2 2 は、エネルギー消費装置 1 8 に電力を送る。エネルギー消費装置 1 8 は電力を消費することができる。

30

【 0 0 2 2 】

本発明の理論は、クインケ管の音波が、ひとつの音波に合成されるという視点で考える。位相差が 0 のとき、重ね合わせ後の音波の振幅は、重ね合わせ前の波動の振幅の和になり、エネルギーは振幅の和の 2 乗に比例するというに着目した。重ね合わせ前の波動の振幅を 1 とすると、重ねあわせ後の振幅は 2、重ね合わせ後のエネルギーは 4 倍になる。

【 0 0 2 3 】

【 数 1 】

40

$$a = a_1 + a_2$$

$$E = Ca = C(a_1 + a_2)^2$$

a : 重ね合わせ後の波動の振幅

a₁ : 重ね合わせ前の波動の振幅 1

a₂ : 重ね合わせ前の波動の振幅 2

E : 重ね合わせ後の波動のエネルギー

C : 係数

【 産業上の利用可能性 】

50

【0024】

電力を必要とする場所であれば、発電所の発電機、自動車の動力、パーソナルコンピュータ等、いかなる用途にも適用できる。

【図面の簡単な説明】

【0025】

【図1】本発明装置の一実施例を示す概略説明図である。

【図2】本発明装置の制御装置の説明図である。

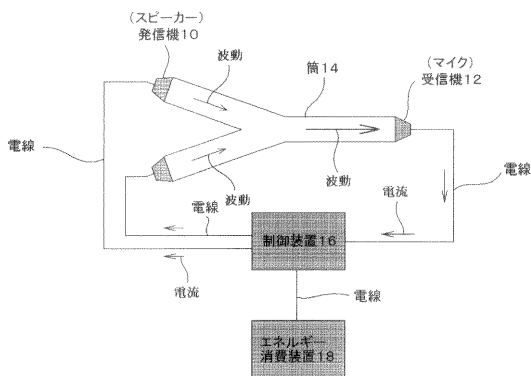
【図3】クインケ管の説明図である。

【符号の説明】

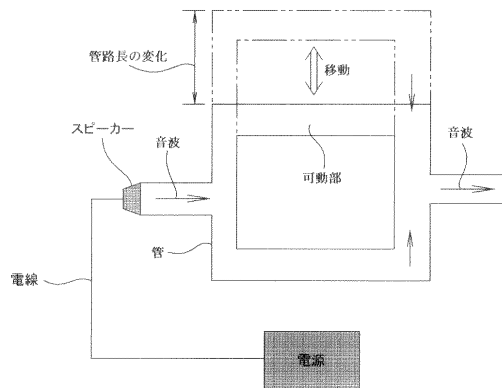
【0026】

- 10 発信機
- 12 受信機
- 14 筒
- 16 制御装置
- 18 エネルギー消費装置
- 20 スターターバッテリー
- 22 供給用バッテリー
- 24 電流分配装置

【図1】



【図3】



【図2】

